

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の健全性、効率性及び透明性を高めるため、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上最も重要な課題と認識し、経営環境の激しい変化に対応すべく、迅速な経営意思決定、業務執行及び監督等、各種施策等に取り組み、またリスク管理、企業倫理の徹底等コンプライアンスの強化にも取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

(補充原則1-2-4)

当社は現在、機関投資家や海外投資家比率が比較的低いため、議決権の電子行使や招集通知の英訳を採用しておりません。今後、株主構成の変化等状況に応じて検討を進めてまいります。

(補充原則3-1-2)

当社は現在、海外投資家比率が比較的低いため、招集通知をはじめとした情報提供の英訳を採用しておりません。今後、株主構成の変化等状況に応じて検討を進めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社は、良好な取引関係の維持発展及び安定的かつ継続的な金融取引関係の維持等の観点から、当社グループの中長期的な企業価値向上及び当社株主の利益に資すると判断される場合、株式を取得し保有できる方針としております。当該保有株式については、毎年取締役会において、その保有目的・経済合理性等の観点から検証を行っており、保有の妥当性が認められないと判断される株式については縮減をしてまいります。なお2019年度においては、検証の結果、全ての保有株式について継続保有することに妥当性があることを確認いたしました。また、議決権の行使にあたっては、保有先企業の経営方針を尊重した上で、中長期的な企業価値の向上や株主還元姿勢等の観点から、次の項目を重点的に検討し適切に判断しております。

- ①業績の著しい悪化が一定期間継続してないか
- ②重大な不祥事やコンプライアンス違反が発生していないか
- ③取引関係に重大な変動が発生していないか
- ④株主等の利益と相反する議案ではないか
- ⑤支配権の変動や大規模な希釈化となる資本政策に関わる議案ではないか

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社が、その役員や主要株主等との取引を行う場合、当該取引が当社及び株主共同の利益等を害する事がないよう、取引条件が一般的の取引と同様であることが明白な場合を除き、当該取引について、あらかじめ取締役会に付議し、その承認を得ることとしております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、受益者への年金給付金等の支払を将来にわたって確実に行うため、リスク全般の管理に重点を置きつつ、必要とされる総合収益を確保することを目的に運用し、運用機関から意見を聴取した上で、中長期的観点から政策的資産構成割合を策定しております。なお、年金資産の運用状況は、運用機関から定期的に報告書を提出させるとともに、人事担当役員招集のもと、関係者出席によるミーティングを行い、必要に応じて政策的資産構成割合の見直しを行っております。また、運用機関に対しては、定量的評価のほか、投資哲学、運用体制等に関する定性的評価を加えた総合的な評価を行っております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1)経営理念や中期経営計画は当社ホームページに開示しております。(当社ホームページ:<http://www.j-rietec.co.jp/>)

(2)本報告書「I.1.基本的な考え方」をご参照ください。

(3)当社における取締役の報酬は、独立社外役員が過半数を占める諮問委員会の答申に基づき、株主総会にて決議いたしました報酬総額の限度額以内で取締役会の決議により決定しております。

(4)当社は、取締役及び監査役候補者の選任にあたり、豊富な経験・実績、優れた人格・見識と高い経営能力を有する人材を、独立社外役員が過半数を占める諮問委員会の答申に基づき、取締役会の審議を経た上で株主総会に付議しております。なお、解任につきましても、その任を解くべき事由があると判断した場合には、同様の手続きを行います。

(5)当社は、取締役及び監査役候補者に関して、株主総会招集通知で個々の選任理由を開示しております。

(補充原則4-1-1)

当社取締役会は、法令、定款のほか取締役会規程に定める経営政策・方針に関する事項、重要な投融資及び重要な業務執行について決定しております。重要な業務執行以外の業務の執行及びその決定については、経営会議等の下位の会議体及び当該業務の統括役員等に権限委譲を行なうことで、事業計画の達成を目指し、迅速に業務執行を決定しております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、社外役員の独立性判断基準を定めており、有価証券報告書、本報告書「II. 1【独立役

員関係】」等に開示しております。

(補充原則4-11-1)

当社は取締役候補者の選任にあたり、専門知識や経験等の異なる多様な人材で構成されるように総合的に判断し、独立社外役員が過半数を占める諮問委員会の答申に基づき、取締役会で決定しております。また現在の取締役会の規模は、その員数を含め適正であると考えております。

(補充原則4-11-2)

当社の取締役及び監査役は、他の上場会社役員を兼職しないことが望ましいと考えており、他社の役員に就任の際は、取締役会にて協議し決定することとしております。また、その兼任状況は毎年開示しており、現時点において合理的な範囲にあると考えております。

(補充原則4-11-3)

当社は、全ての取締役及び監査役を対象に、取締役会の構成、支援体制、運営、ガバナンス等の状況についてアンケートを実施し、取締役会において実効性の分析・評価を行いました。この結果、当社取締役会は十分に機能しており、今後も現状に満足することなく、更なる議論の活性化を図って実効性の向上を目指すことを確認いたしました。

(補充原則4-14-2)

取締役及び監査役は、株主に対する受託者責任を踏まえ、求められる役割・責務を適切に果たすために、外部セミナーや講習会、勉強会を利用して必要な情報の収集、知識の習得に継続して取り組んでおります。また、会社は取締役及び監査役がその役割・機能を十分発揮できるよう支援しております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主等との建設的な対話を重視し、様々な機会を通じて、合理的な範囲で対話を持つよう努めてまいります。株主等から寄せられた意見は、取締役会において共有を図り、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上に取り組んでまいります。当社における株主との対話については、経営企画部広報・IRグループが担当しており、担当部門が代表取締役社長、担当取締役等と対応方法を検討し、適切に対応するものとしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
東日本旅客鉄道株式会社	4,319,000	16.86
日本リーテック取引先持株会	1,443,300	5.63
日本リーテック従業員持株会	1,311,140	5.12
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND	1,123,800	4.39
住友電気工業株式会社	1,056,000	4.12
日本電設工業株式会社	1,045,684	4.08
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR : FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	1,041,046	4.06
株式会社みずほ銀行	756,257	2.95
株式会社三菱UFJ銀行	734,649	2.87
光通信株式会社	728,800	2.84

支配株主(親会社を除く)の有無	—
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 第一部
決算期	3月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
北原 雄二	弁護士										
佐久間 一	他の会社の出身者						△	△			
土澤 壇	他の会社の出身者					○	○				

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)	更新
-----------	----

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
北原 雄二	○	—	弁護士として企業法務をはじめとした豊富な知識・経験等を有しており、社外の客観的・専門的な視野による的確な助言や指導をもって、当社の経営を監督し、ガバナンス体制の強化を図ることが期待できるため、社外取締役としております。また、当社と同氏との間に資本的関係や取引関係等の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立した立場であるとの認識から、独立役員に指定いたしました。

佐久間 一	○	佐久間一氏は2003年2月まで、当社の主要株主および主要取引銀行である株式会社みずほ銀行に勤務されておりました。なお、2020年3月31日現在における、株式会社みずほ銀行の当社株式保有比率は2.9%となっております。	会社役員としてこれまで培われた豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外の客観的・専門的な視野による的確な助言や指導をもって、当社の経営を監督し、ガバナンス体制の強化を図ることが期待できるため、社外取締役としております。また、当社と同氏との間に資本的関係や取引関係等の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立した立場であるとの認識から、独立役員に指定いたしました。
土澤 壇		当社筆頭株主・東日本旅客鉄道株式会社 広報部長	鉄道に関する技術、安全等に対する豊富な知識・経験を有しており、社外の客観的・専門的な視野から、当社の経営への的確な助言と業務執行に対する適切な監督を期待できるため、社外取締役としております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	諮問委員会	5	0	2	2	0	1	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	諮問委員会	5	0	2	2	0	1	社内取締役

補足説明

当社は、取締役会の諮問機関として、任意の指名委員会及び報酬委員会双方の機能を担う諮問委員会を設置しております。委員は

- (1)代表取締役社長
- (2)役付取締役もしくは人事担当取締役
- (3)独立社外役員

で構成され、5名を超えないものとしております。なお、諮問にあたり、社外役員の適切な関与・助言を得ることで、客観性・透明性の確保と説明責任の強化をするため、独立社外役員を過半数としております。代表取締役社長を除く委員の選出は、社外役員の協議により決定し、その任期は毎年の定時株主総会日から翌年の定時株主総会前日までの1年間としており、本報告書提出日現在の委員は代表取締役社長の田邊昭治、常務取締役の大森郁雄、独立社外取締役の北原雄二及び佐久間一、独立社外監査役の大野雅人の5名となっております。当委員会は役員候補者や代表取締役の選定、役員報酬(報酬額や制度設計)等について審議を行い、その結果を取締役会に答申しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は当社会計監査人から会計監査内容について説明を受けると共に情報交換を行うなど連携を図っております。
監査役は、内部監査部門(監査部)との会合を定期的に開催(年2回)し、双方の監査報告の内容に基づき業務の執行状況を確認・検証し、経営上及び業務上での監査が効率的に実施されるよう、積極的に意見・情報交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l
遠藤 茂樹	他の会社の出身者										△		
大野 雅人	学者												

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f,g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
遠藤 茂樹	○	遠藤茂樹氏は2012年3月まで、当社の主要株主である住友電気工業株式会社に勤務されておりました。なお、2020年3月31日現在における、住友電気工業株式会社の当社株式保有比率は4.1%となっております。	会社役員としてこれまで培われた豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外の客観的・専門的な視野による助言や指導をもって、当社の監査機能に活かしていただき、監査体制のより一層の強化、充実を図ることが期待できるため、社外監査役としております。また、当社と同氏との間に資本的関係や取引関係等の利害関係ではなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立した立場であるとの認識から、独立役員に指定いたしました。
大野 雅人	○	—	国税庁における経歴を通じて培われた税務に関する専門的な知識と、大学教授としての幅広い見識を有しており、社外の客観的・専門的な視野による助言や指導をもって、当社の監査機能に活かしていただき、監査体制のより一層の強化、充実を図ることが期待できるため、社外監査役としております。また、当社と同氏との間に資本的関係や取引関係等の利害関係ではなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立した立場であるとの認識から、独立役員に指定いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数

4名

その他独立役員に関する事項

- 当社は、当社の適正なガバナンスにとって必要な客観性と透明性を確保するため、社外役員の独立性判断基準を以下のとおり定め、社外役員が次の項目のいずれかに該当する場合は、当社にとって十分な独立性を有していないものとみなすこととしております。
1. 当社および当社の子会社(以下、あわせて「当社グループ」という)の業務執行者(※1)ならびにその就任の前10年間において当社グループに所属したことがある者
 2. 当社の大株主(※2)
 3. 次のいずれかに該当する企業等の業務執行者
 - (1)当社グループの主要な取引先(※3)
 - (2)当社グループの主要な借入先(※4)
 - (3)当社グループが議決権ベースで10%以上の株式を保有する企業等
 4. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
 5. 当社グループから年間1千万円を超える金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計士、税理士、弁護士、司法書士、弁理士等の専門家
 6. 当社グループから年間1千万円を超える寄付を受けている者
 7. 社外役員の相互就任関係(※5)となる他の会社の業務執行者
 8. 近親者(※6)が上記1から7までのいずれか(4項および5項を除き、重要な者(※7))に該当する者

9. 過去10年間において、上記2から8までのいずれかに該当していた者
10. 前各項の定めにかかるらず、その他、当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者

※1:本基準において業務執行者とは、法人その他の団体の業務執行取締役、執行役員その他これらに準じる者および使用人をいう。

※2:大株主とは、当社の総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している株主(株主が企業等である場合はその業務執行者)をいう。

※3:主要な取引先とは、当社グループの製品等の販売先または仕入先であって、その年間取引額が当社の連結売上高または当該取引先の連結売上高の2%以上の企業等をいう。

※4:主要な借入先とは、当社グループが借り入れを行っており、その借入金残高が当社事業年度末において、当社の連結総資産の2%以上の金融機関をいう。

※5:相互就任関係とは、当社グループの業務執行者が他の会社の社外役員であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外役員である関係をいう。

※6:近親者とは、配偶者および二親等内の親族をいう。

※7:重要な者とは、取締役、監査役、執行役員および部長職以上の業務執行者またはそれらに準じる権限を有する業務執行者をいう。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

職務執行の対価として報酬を払っており、取締役の業績は担当職務が各様であることから評価することが容易ではないため、特に業績運動型報酬等は実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 [更新]

2019年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)に、取締役に支払った報酬額は以下のとおりであります。

取締役報酬 112,003千円(うち社外取締役 17,575千円)

なお、取締役の報酬額には、使用人兼取締役の使用人分給与は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社における取締役の報酬は、独立社外役員が過半数を占める諮問委員会の答申に基づき、株主総会にて決議いたしました報酬総額の限度額以内で取締役会の決議により決定しております。なお、取締役の報酬総額の限度額は、2018年6月27日開催の定時株主総会において年額3億円以内(うち社外取締役の報酬額は年額5千万円以内)と決議いたしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役を補佐する部門として、総務部秘書グループが担当し、取締役会の開催に際し取締役会資料の事前配布等を行っております。さらに社外監査役については監査部に所属する者が必要に応じて、その職務の補助を行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
――	――	――	――	――	――

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

0名

その他の事項

当社は現在、元代表取締役社長であった相談役・顧問はありませんが、就任できる制度を設けております。相談役・顧問に就任した場合の主な業務は、各業界団体等の社外活動を想定しており、経営に関与することはありません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社の企業統治の体制は、以下のとおりであります。

1. 取締役会

取締役会は、代表取締役社長が議長を務め、取締役6名（うち社外取締役3名）で構成され、毎月1回以上の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、法令・定款に定められた事項のほか、取締役会規程等に定められた重要事項の決定を行うとともに、取締役相互に質疑・意見交換することにより、取締役の業務執行状況を監視・監督しております。なお、各事業年度における経営責任の明確化と経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制の実現に向け、取締役の任期を1年としております。また、取締役会には、監査役3名（うち社外監査役2名）が出席し、取締役の業務執行状況を監視できる体制としております。

2. 監査役会

当社は監査役会制度を採用しております。監査役会は、監査役3名（うち社外監査役2名）で構成され、毎月1回以上の定例監査役会のほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。各監査役は監査方針に従い、取締役会及びその他重要会議への出席、業務及び財産の状況の調査等を通じ、取締役の業務執行状況の監査を行っております。また、監査部や会計監査人と定期的に情報交換や意見交換を行い、監視機能向上を図っております。

3. 経営会議・人事委員会

経営会議は、経営に関する重要な事項を審議する機関として、常勤取締役、本店執行役員、経営企画部長、総務部長、人事部長、鉄道本部長、社会インフラ本部長、電力システム本部長が出席のもと、年間22回開催し経営執行体制の充実を図っております。また経営会議内に、人事の透明性を確保するため、人事等に関する重要な事項を審議する人事委員会を設置し、必要に応じて開催しております。

4. 監査部・会計監査人

当社は、内部監査部門として監査部を設置しており、年間監査計画に基づき内部監査を実施し、適法で効率的な業務運営の確保のため監視体制を整えております。また当社は、有限責任あずさ監査法人と監査契約を締結しております。なお、業務を執行する社員である公認会計士の田島祥朗氏、齊藤直樹氏のもと、監査業務に係る補助者として公認会計士3名、補助者9名により、会計および内部統制等の監査を実施しております。

5. 内部統制・コンプライアンス体制

当社では、「内部統制システム構築の基本方針」を定め、内部統制システムを整備するとともに、運用の徹底を図っております。また、規程・マニュアル等が適切に遵守され、内部統制機能が有効に機能していることを確認するため、監査部による内部監査を実施しており、監査役及び会計監査人とも連携し、監査の実効性を確保しております。なお、コンプライアンス体制については、当社グループに従事する全従業員の行動指針として「日本リーテックグループコンプライアンスマニュアル」を定め、階層別研修や各事業拠点の機関会議、毎年6月に制定している「コンプライアンスの日」等において、コンプライアンス教育や終点検を実施するなど、意識の向上に努めております。また、コンプライアンス相談窓口として、当社グループ社員が直接通報できる内部ヘルplineと、顧問弁護士事務所を通じて通報できる外部ヘルplineを設け、問題の早期発見と改善措置に努めております。

6. リスクマネジメント体制

リスク管理については、総務部が統轄し、リスクマネジメント規程の整備を行い、平時におけるリスク管理体制の推進を図っております。また、当社において発生が懸念される、あるいは発生させたリスクや事象については、類型別に取りまとめ、定期的に経営会議をはじめとする機関会議に報告し、周知徹底と再発防止に努めております。

7. 子会社の業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ会社管理規程において、グループ会社に関する諸手続き及び管理方針について定め、業務の円滑化と管理の適正化を促進しております。なお、グループ会社経営陣と密接な連携を保つため、各グループ会社へ、取締役もしく監査役を派遣し、適切な業務運営の管理を行っております。また当社は、一定の事項について各グループ会社へ報告を求め、承認を行う体制としているほか、毎年2回、グループ会社の社長が出席する「グループ会社社長会」を開催し、経営状況や業務執行状況等についての報告を受け、指導を行っております。

8. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役3名及び社外監査役2名との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項が定める額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役会設置会社を採用しております。独立社外監査役2名を選任し、社外の専門的見地から、取締役会をはじめとした重要会議等の監視をしております。また、取締役会は、様々な経験・能力を有する者で構成されると同時に、社外取締役3名（うち独立社外取締役2名）を選任し、社外の専門的見地から、取締役会において助言・提言することで実効性の向上に努めており、経営監視機能として有効であると判断しております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	議決権行使に十分な期間を確保するため、招集通知の早期発送に心がけ、発送日を株主総会開催日の3週間前としております。また、株主の皆様への早期情報開示の観点から、招集通知の発送日前までに当社ホームページに開示しております。
集中日を回避した株主総会の設定	法定書類作成日程や監査日程を慎重かつ十分に確保しつつ、招集手続きに関する期間等を勘案して、多くの株主様が株主総会にご出席いただけるよう、集中日を回避して開催いたします。
その他	株主総会では、事業・業績に関する内容をより正確に伝えるための手段として、音声と映像による「ビジュアル化」を採用しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	代表取締役社長による会社説明会を開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	代表取締役社長による決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書、四半期報告書、決算短信、決算説明会資料、報告書、その他開示資料	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部広報・IRグループにて対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制(以下「内部統制」という)を整備する。

【内部統制システム構築の基本方針について】

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 日本リーテックグループは、コーポレートガバナンス体制の中において、コンプライアンス・マニュアルを設け、以下を定めている。

企業の役員、使用人が法令を遵守することは当然であり、社会の構成員としての企業人、社会人として求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動することが求められる。日本リーテックグループは、この観点から社会規範及び倫理並びに法令等厳守することにより、公正かつ適切な経営の実現を図る。

(2) 日本リーテックグループ各社の取締役は、この実践のための経営の基本方針をはじめ企業行動規範及び日本リーテックグループ各社の倫理方針に従い、日本リーテックグループ全体における法令並びに企業倫理の遵守と浸透を図る。

(3) 当社はコンプライアンス責任者として担当取締役を任命し、日本リーテックグループとしてのコンプライアンス体制の整備並びに問題点の把握に努める。

2. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社は使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、経営の基本方針の他、コンプライアンス・マニュアル及び日本リーテックグループ各社の倫理方針を含めた実践的運用と徹底を行うとともに、経営環境の変化や内外の定期的な情報収集等により整備・改善を行う体制を構築する。また、業務執行担当取締役に日本リーテックグループ各社の使用人に対するコンプライアンス教育を行わせる。

(2) 日本リーテックグループの使用人は、日本リーテックグループ各社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を見出した場合、所属会社又は当社に報告する。コンプライアンス担当取締役は、当該報告された事実についての調査を指揮・監督し、代表取締役と協議のうえ必要と認める場合は適切な対策を講じる。

(3) 日本リーテックグループにおける法令遵守上疑義ある行為等について、使用人が直接通報できる手段を確保すると共に通報者に不利益がないことを確保する。

(4) 重要な通報については、その内容と会社の対処状況、結果について適切に日本リーテックグループの取締役、使用人に開示し周知徹底する。

(5) コンプライアンス担当取締役は、総務部を直轄する。総務部はコンプライアンス担当取締役の指示により、日本リーテックグループのコンプライアンス体制維持並びに業務執行状況の把握に努める。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 取締役は、その職務の執行に係る以下の文書(電磁的記録を含む)その他重要な情報を法令及び社内規程に基づき適切に保存、管理する。

a. 株主総会議事録、b. 取締役会議事録、c. 取締役が主催するその他重要会議の議事録、d. 取締役を決定者とする決定書類及び附属書類、e. その他取締役会が決定する書類

(2) 取締役及び監査役は、常時上記(1)に示す文書等を閲覧できるものとする。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社の定めるコーポレートガバナンス体制におけるリスク管理体制を整備し、取締役会は企業価値を高め企業活動の持続的発展を実現することを脅かすあらゆるリスクに対処する。

(2) リスク管理体制整備のため、次の措置をとる。

a. リスク管理責任者として担当取締役を任命する。

b. リスク管理担当取締役は、リスク管理体制に基づき日本リーテックグループ全体のリスク管理体制の整備、浸透及び問題点の把握に努める。

c. 代表取締役を委員長とし、リスク管理担当取締役及び有事に関係する業務執行担当取締役、その他必要な人員を構成とするリスク統括委員会を設置し、有事に際しては即時、適切かつ迅速に対応する。

(3) 上記のほか、事業の継続を確保するため、以下のリスク体制を整備する。

a. 事故、火災、自然災害等重大な損失を被るリスク

b. 取締役及び使用人の不適切な業務執行により重大な支障を生じるリスク

c. 基幹ITシステムが正常に機能しないことにより重大な被害を被るリスク

d. その他取締役会が極めて重大と判断するリスク

5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 代表取締役及びその他の業務執行担当取締役については、社内規程に基づき業務の執行を行わせる。

(2) 特定の事業部門ごとに責任を持つ執行役員への権限委譲を行うため執行役員制度を導入する。

(3) 取締役会機能を強化し、経営効率を向上させるため、代表取締役及びその他の業務執行担当取締役、その他必要な人員により構成する経営会議を設ける。

(4) 代表取締役及びその他の業務執行担当取締役に委任された事項については、社内規程による。なお、これらの規程は、法令の改廃があった場合及び職務執行の効率化が必要な場合、隨時見直しをする。

6. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社は業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための諸対策の他、日本リーテックグループとしてのコンプライアンス・マニュアルを整備する。

(2) 日本リーテックグループ各社の取引は、法令、会計規則、税法他社会規範に照らし適正なものでなければならない。

(3) 代表取締役及びコンプライアンス担当取締役は、日本リーテックグループ各社が適切な内部統制システムの整備を行うよう指導する。この中には日本リーテックグループ各社の取締役に対し、取締役職務の執行に係る事項の当社への報告、情報の保存及び管理に関する体制の整備について指導を行うことも含まれる。

(4) 当社監査部は、日本リーテックグループ各社における内部監査を実施し、日本リーテックグループ全体に亘る内部統制の有効性と妥当性を確保する。監査の計画、実施状況、結果はその重要度に応じ取締役会をはじめ経営会議に報告する。

(5) 当社及び日本リーテックグループ各社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、不当請求等には毅然とした態度で臨むものとする。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用者については、必要に応じて監査役の業務補助のための監査役補助者を置くことができる。

8. 前号の使用者の取締役からの独立性に関する事項

前号の補助者の独立性を確保するため、補助者は取締役の指揮命令に服さないものとし、人事異動、人事評価、懲戒処分は監査役会の承認を得なければならない。

9. 取締役及び使用者が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 代表取締役及び業務執行担当取締役は、経営状況及び担当業務の執行状況の他、経営会議等重要な会議内容について、定期的に監査役へ報告を行う。

(2) 代表取締役及び業務執行担当取締役は、以下に定める事項について遅滞なく監査役へ報告を行う。

- a. 会社の信用を大きく低下させ、又はその恐れのある事項
- b. 会社の業績に大きく影響を与える、又はその恐れのある事項
- c. 安全、衛生、環境に関する重大な被害を与える、又はその恐れのある事項
- d. コンプライアンス・マニュアルに定める企業行動規範に反する行為で重大な事項
- e. その他日本リーテックグループ各社を含む上記aからdに準ずる事項

(3) 取締役及び使用者は、監査役が必要とする事項並びに日本リーテックグループ各社の業務及び財産状況を調査する場合は的確に対応する。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役の過半数は社外監査役とし、対外透明性を確保する。

(2) 監査体制の実効性を高めるため、監査役の監査環境を整備する。また、その職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理等は速やかに行う。

(3) 監査役は代表取締役との定期的な意見交換を開催すると共に、監査部門との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的監査業務の遂行を図る。

(4) 監査役は、会計監査人から会計監査内容について説明を受けると共に情報交換を行うなど連携を図っていく。

11. 信頼性のある財務報告を確保するための体制

(1) 財務報告の作成にあたっては、公正妥当な会計基準に準拠した経理規程を定める。

(2) 信頼性ある財務報告を確保するための内部統制システムの整備状況及び運用状況を経営者自ら評価し、有価証券報告書内で内部統制報告書として結果報告を行うと共に、不備事項については適時に改善を実施する。

(3) 財務報告における内部統制の役割について社内周知徹底を図るため、定期的な研修の実施を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、不当請求等には毅然とした態度で臨むものとすることを、当社の内部統制システムの基本方針に定めております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

1. 会社情報適時開示体制について

当社は、金融商品取引法、東京証券取引所の会社情報適時開示規則及びその他の法令・規則を遵守し、株主・投資家に対して可能な範囲での正確な会社情報を適時かつ公平に提供することをIR活動の基本方針としており、総務部を適時開示の担当部署とし、それを展開する体制は「取締役会」を頂点として「経営会議」「コンプライアンス担当役員」「総務部長」「部門長」を軸としたコンプライアンス体制により構成されております。

2. 情報開示が必要な事項の把握、管理と適時開示に開示するための業務執行の仕組み

当社は、情報開示が必要な事項それぞれに所管部を定めており、主な所管部としては「経営企画部」「財務部」「総務部」などが該当します。情報開示が必要な事項が発生した場合、もしくは情報開示が必要か否か疑わしき場合、所管部長は情報取扱責任者である総務部長にその旨報告することを規定しております。これにより情報開示が必要な事項は情報取扱責任者に把握され、その管理下に置かれます。

法定事実・決算情報等の重要な情報については、コンプライアンス体制に基づき取締役会等しかるべき機関における決議・決定により認識され、その内容は直ちに情報取扱責任者に報告されます。

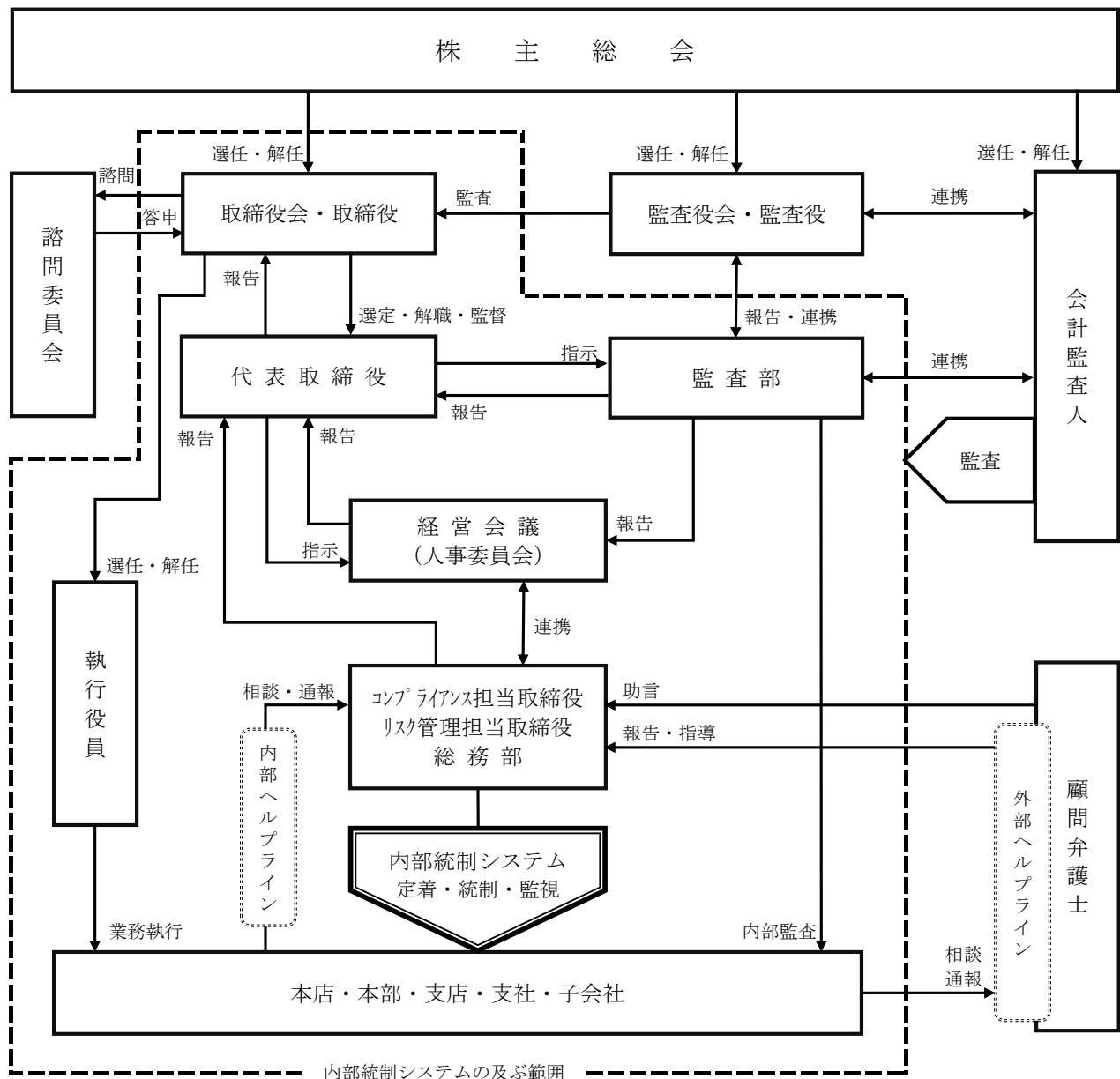
発生事実については当該事実の発生により認識され、直ちにその内容を所管部を通じて情報取扱責任者に報告し、さらに情報取扱責任者は社長に報告します。

その後、総務部及び上述の所管部が、法令・規則に基づいた適切な公表時期を協議のうえ決定し、総務部において公表内容の精査後、開示資料を作成し公表します。

3. その他

当社は、ホームページを重要な情報発信元のひとつと考え、適時開示情報システム(TDnet)にて公開した情報は速やかにホームページに掲載を行う方針です。

【参考資料：コーポレートガバナンス模式図】



【参考資料：適時開示体制図】

